

工事請負（仮）契約書（案）

- | | | | | |
|----|-----------|------------------------|-------------------|------------|
| 1. | 工 事 番 号 | 8 双教総工第 1 号 | | |
| 2. | 工 事 名 | 双葉町立新校（仮称）建設工事 | | |
| 3. | 施 工 箇 所 | 福島県双葉郡双葉町大字新山字東館 1 番 他 | | |
| 4. | 工 期 | 着工 | 令 和 8 年 月 日 | （議決の日から翌日） |
| | | 竣工 | 令 和 10 年 7 月 31 日 | |
| 5. | 請 負 金 額 | 金 | 円也 | |
| | | 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 | | 円也〕 |
| 6. | 契 約 保 証 金 | 金 | 円也 | |

上記の工事について、発注者 双葉町 を甲とし、受注者 〃 を乙として、双葉町工事請負契約約款(別添)の各条項並びに別紙設計図書及び、次の特約条項の定めるところに基づいて工事請負契約を締結する。

特約条項

別記のとおり

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
発注者 双葉町長 伊澤 史朗

受注者

別記

特 約 条 項

第1 この契約に関し双葉町議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において、受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、双葉町は一切その賠償の責めに任じないものとする。

第2 約款第38条第1項の表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）する。

第3 本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

第4 本工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第5 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条

第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

第6 工事の施工にあたっては、達成されなかった技術提案等の重要度等により、発注者は、違約金を受注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 前項の場合、違約金の額は、次の式により算定した額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

【違約金の算定式】

$$\text{違約金（税抜き）} = A - A \times \frac{(B + C2)}{(B + C1)}$$

A : 当初の入札価格

B : 標準点（100 点）

C 1 : 入札時の技術提案等に基づく加算点

C 2 : 技術提案等が達成できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点第4位未満を切り捨てる。

※ 落札者の入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、追記する。